

下関市地域医療の 確保に関する基本計画 (案)

【抜粋版】

2019年 月

下 関 市

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の策定方法	1
第2章 下関市の医療の現状・課題	2
1 下関市について	2
2 人口構造	3
（1）人口	3
（2）世帯数及び世帯人員	5
（3）人口及び将来推計人口の推移	6
（4）高齢化	7
3 人口動態	8
（1）出生数及び死亡数	8
（2）転入数及び転出数	9
4 主要な死因	10
5 要介護認定者の状況	11
6 保健医療圏と基準病床数	12
（1）保健医療圏	12
（2）基準病床数制度	13
7 医療提供体制	14
（1）医療機関数及び病床数	14
（2）医療機関の病床規模別状況	15
（3）医療従事者	16
8 在宅医療の現状	25
（1）在宅医療の患者数	25
（2）在宅医療の提供体制	25
（3）在宅医療の必要量	26
9 救急医療体制	27
（1）救急搬送	28
（2）初期救急医療	32
（3）二次救急医療	34
（4）三次救急医療	35
◆コラム ～在宅医療救急医療連携に関するアンケート調査結果から～	36
10 市民の受療状況	37
（1）患者数	37
（2）病床利用率	41
（3）平均在院日数	42
（4）完結率	44
11 将来推計	45
（1）将来予測される人口の推移	45
（2）将来予測される人口構造の推移	46
（3）将来予測される死亡数	47
（4）将来予測される入院患者数の推移	48
（5）将来予測される入院患者の年齢構成の推移	49

(6) 将来予測される外来患者数の推移	50
(7) 将来予測される外来患者の年齢構成の推移	51
(8) 介護保険サービス需要の推計	52
◆コラム ～公聴会（市民の意見を聴く会）の意見から～	53
◆コラム ～下関市地域医療の確保に関する外部有識者検討会委員の意見から～	54
12 下関市の医療の課題	55
(1) 人口減少・高齢化の進展	55
(2) 医師の高齢化	55
第3章 計画の基本理念	56
1 基本理念	56
第4章 地域医療を確保するために	58
施策1 地域医療体制の充実	58
(1) 医療機能の充実	58
(2) 在宅医療の充実	59
(3) 医療・介護の連携強化	60
施策2 救急医療体制の充実	61
(1) 救急医療体制の確保	61
(2) 救急医療と在宅医療等の連携	61
施策3 医療人材の確保・育成	62
(1) 医療人材の確保・育成	62
施策4 市民の理解促進	63
(1) 医療のかかり方の普及・啓発	63
(2) かかりつけ医の普及・啓発	63
(3) 救急医療の適正利用の普及・啓発	63
第5章 主な疾病・主な事業等の山口県保健医療計画における取組	65
1 主要な疾病（5疾病）に関する取組	65
(1) がん	65
(2) 脳卒中	66
(3) 心筋梗塞等の心血管疾患	66
(4) 糖尿病	67
(5) 精神疾患	67
2 主な事業（5事業）に関する取組	68
(1) 救急医療	68
(2) 災害医療	68
(3) へき地医療	70
(4) 周産期医療	72
(5) 小児医療	73
3 在宅医療	74
4 感染症対策	75

資料編

凡 例

各表中及び各グラフ中、表示単位未満の数値は四捨五入したため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

都道府県は、医療法第30条の4の規定により、医療提供体制の確保を図るための計画「医療計画」を策定することとされており、山口県においては「山口県保健医療計画」が策定されています。また、高齢化の進展に伴い医療需要の増大が見込まれており、より効率的で質の高い医療提供体制の構築が必要となるため、地域における医療提供体制の将来のあるべき姿を示し、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携の推進を図る「山口県地域医療構想」が策定されています。

基礎自治体である本市として、将来も持続可能な地域の医療を確保するため、少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化等の社会環境の変化を踏まえ、市民の医療ニーズや医療現場の課題を把握し、本市の現状と課題に対応するための医療施策の中心となる「下関市地域医療の確保に関する基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、本市の地域医療の確保を総合的に推進するための計画です。

また、山口県保健医療計画及び山口県地域医療構想並びに市の関連計画と整合を図り策定しました。

3 計画の期間

新元号元（2019）年度を初年度として、新元号7（2025）年度までの7年計画とします。

ただし、社会状況や環境の変化に応じ、必要があると認めるときは、計画を見直すこととします。

4 計画の策定方法

本計画策定にあたり、医療機関の再編、医療人材の育成、公的病院等の経営、医療崩壊地域の再生及び本市の医療に関する有識者で構成する「下関市地域医療の確保に関する外部有識者検討会」を設置し、意見等をいただきました。

また、市民の意見の計画への反映を目的として、「公聴会（市民の意見を聴く会）」やパブリックコメント等を実施しました。

1 2 下関市の医療の課題

本市の医療の現状や将来推計から、本市の将来の地域医療の確保に向けては以下のような課題が考えられます。

(1) 人口減少・高齢化の進展

- 人口減少の進展に伴い、急性期医療の需要が減少すること
- 高齢化の進展に伴い、複数の慢性疾患を有する患者が増加すること
- 高齢化の進展に伴い、通院困難な患者が増加すること
- 高齢化の進展に伴い、在宅医療の需要が増加すること
- 高齢化の進展に伴い、高齢者の救急搬送が増加すること
- 高齢単身世帯等の増加に伴い、救急搬送時において患者の病歴等の確認が困難な事例が増加すること
- 生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴い、医療従事者が不足すること

(2) 医師の高齢化

- 若手医師が少なく、50歳以上の医師に支えられており、医療提供体制が維持できなくなること

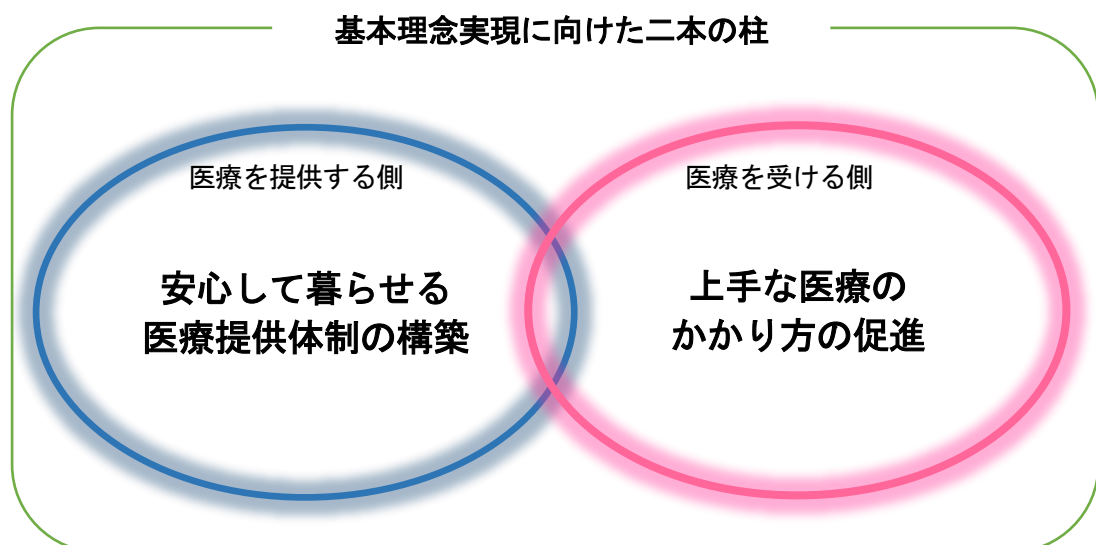
第3章 計画の基本理念

1 基本理念

人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち

本計画の基本理念には、上位計画である第2次下関市総合計画の基本構想に示されたまちづくりの将来像のひとつである「人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」を掲げます。

本市では、第2章で整理した課題を踏まえ、限られた医療資源を効果的に活用し、将来も持続可能な地域の医療を確保するため、医療を提供する側の「安心して暮らせる医療提供体制の構築」と、医療を受ける側の「上手な医療のかかり方の促進」を柱に必要な施策を展開し、本計画の基本理念である「人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」の実現を目指します。



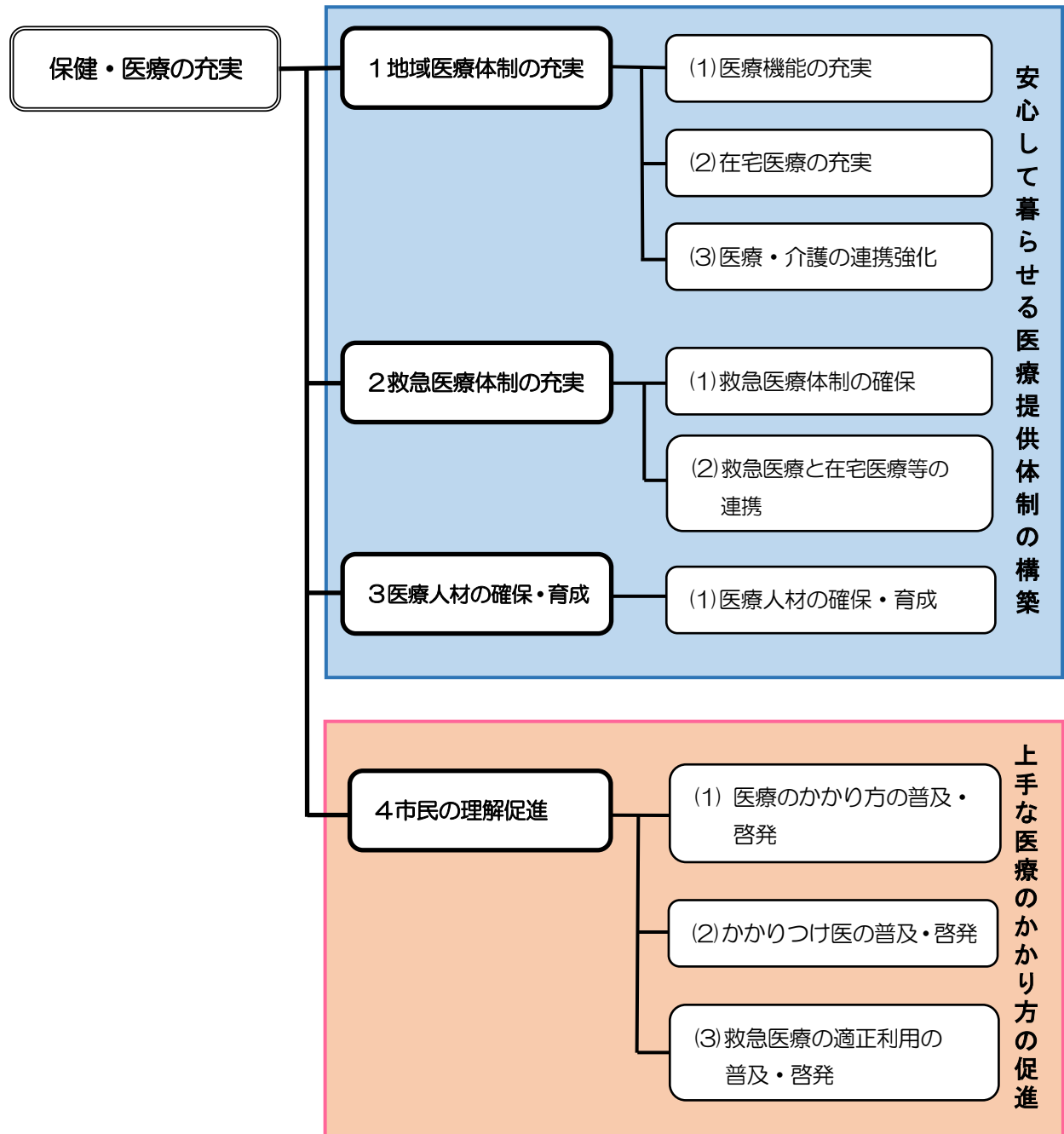
基本理念

「人と人々が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」

【目標】

【施策】

【取組】



第4章 地域医療を確保するために

下関市の医療の現状から見えてきた今後の課題や国において議論が行われている医師の働き方改革の動向などを踏まえ、将来にわたり地域の医療を確保していくために、関係機関との連携を図りながら以下の取組を推進します。

施策1 地域医療体制の充実

(1) 医療機能の充実

○医療機関の役割分担の促進

限られた医療資源を効率的に活用し、疾病状況に応じて必要な医療を提供できるよう、医療機関をはじめとする関係者の協議を通じて、医療機能に応じた適切な役割分担を促進します。

【役割】

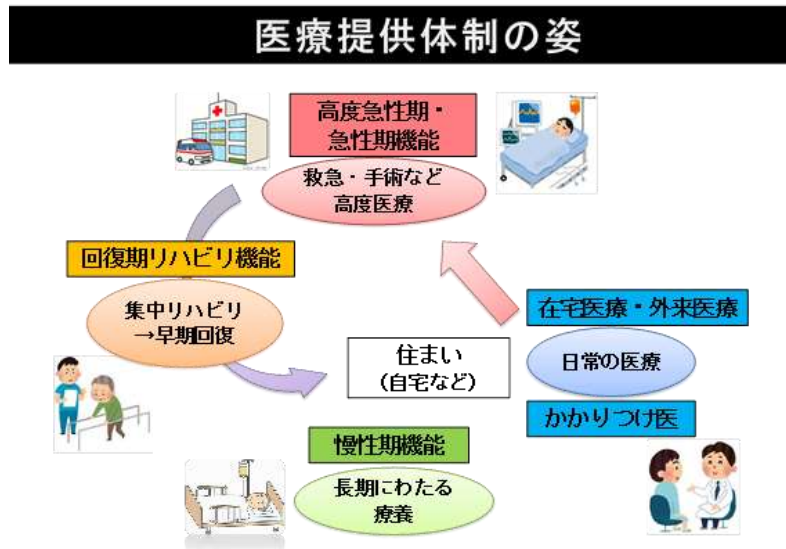
区分		主な役割
入院医療	高度急性期・急性期機能	急性期（※1）患者に対する、状態の早期安定化に向けた医療（高度急性期は、診療密度が特に高いもの） 命にかかわる病気や怪我に対する医療
	回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションの提供
	慢性期機能	長期にわたる療養が必要な場合の入院医療
在宅医療（※2）		在宅での療養生活の支援（訪問診療・往診・看取り）
外来医療	一次	日常的な疾病管理や健康管理、緊急時の処置、他の適切な医師への紹介等を行う「プライマリ・ケア」を提供する医療
	二次	専門性の高い外来医療

※1 急性期：患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまで

※2 在宅医療：居宅や老人ホームなど、病院・診療所以外の生活の場所で受ける医療

○医療機関相互の連携強化

限られた医療資源を効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、医療機関相互の連携体制の強化を促進します。



○へき地等における医療の確保

人口減少が進む中、へき地等においても市民が適切な医療を受けることができるよう、総合診療医等の確保・育成を推進するなど、医療提供体制の確保を図ります。

(2) 在宅医療の充実

○在宅医療提供体制の確保

高齢化の進展に伴い、病気を抱えながら住み慣れた場所で生活するために在宅医療の必要性が高まるため、日常生活圏における在宅医療を支える医療・介護従事者の育成・確保など、在宅医療の提供体制の確保を図ります。

○後方支援体制との連携の確保

在宅での療養生活において症状が悪化した場合の入院治療の対応や容態が安定した場合の在宅での療養生活への復帰が円滑に行われるよう、在宅医療を担う診療所と入院を受け入れる病院との連携体制の確保を図ります。

(3) 医療・介護の連携強化

○多職種連携の強化

在宅療養者に対して医療・介護サービスなどを一体的に提供する体制の構築が求められているため、多職種を対象とした研修会を通じて、顔の見える関係作りを進め、関係者間のネットワーク作りを促進し、連携の強化を図ります。

○円滑な移行体制の確保

医療の必要に応じ医療サービスと介護サービスが切れ目なく提供されるよう、医療機関退院後の在宅での療養生活への移行が円滑に行われる体制の確保を図ります。

○医療資源情報の共有化の推進

医療サービスと介護サービスが切れ目なく提供されるよう、医療機関の訪問診療・往診の実施状況や介護サービス事業所のサービス提供内容などについて、関係者間での情報の共有化を図ります。

施策 2 救急医療体制の充実

(1) 救急医療体制の確保

○初期救急医療体制の確保

救急医療体制の円滑な運用を図るため、下関市医師会との連携により、下関市夜間急病診療所による夜間の応急診療や休日当番医制による休日昼間の応急診療という初期救急医療体制の確保を図ります。

○二次救急医療体制の確保

救急医療体制の円滑な運用を図るため、二次救急医療機関による病院群輪番制の運営にかかる調整や支援を行うとともに、病院群輪番制参加医療機関等の関係者の協議などにより二次救急医療体制の確保を図ります。

○救急搬送の円滑化の推進

高齢化の進展に伴い、救急搬送件数が増加傾向にあるため、二次救急医療機関の受入れ状況を収集・分析し、救急患者の状況に応じた搬送・受け入れ体制の円滑な運用を推進します。

(2) 救急医療と在宅医療等の連携

○救急医療とかかりつけ医の連携

高齢化とともに独居の高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、急変時に、救急医療機関とかかりつけ医が患者情報を共有できる体制の構築を図ります。

○急変時対応の確認の促進

在宅での療養生活における急変時に患者本人が意思表示をすることができない場合に備え、本人が望む医療や望まない医療について、かかりつけ医と患者・家族があらかじめよく話し合い確認する機会を設けることの必要性の周知に努めます。

施策3 医療人材の確保・育成

(1) 医療人材の確保・育成

○育成環境の整備

これからの地域医療を担う人材の育成拠点として、初期臨床研修医、専攻医や医学生など幅広い層を対象に、地域医療の育成・研修の場を提供する機能を持つ優れた育成機関の整備に向け、関係機関との協議に取り組みます。

また、高齢化に伴い、特定の臓器や診療領域を超えた多様な疾患や障害などの問題を抱える患者が今後も増えることが見込まれることから、特定の臓器や疾患に限定することなく幅広い視野で患者を診ることができる総合診療専門医の養成機関の充実等、育成環境の整備に努めます。

○選ばれる環境の整備

医療機関が取り組む、働きやすい環境づくりの促進を図るとともに、暮らしやすさ、子育て環境、教育機関など、医療従事者が従事する地域を選ぶ基準となる事項について、下関市の魅力の情報発信に努めます。

○医療人材を育む地域づくりの促進

下関市で勤務・研修する若い医療従事者を地域住民が温かく見守り支えることにより、地域全体で医療人材を育む機運の醸成を図ります。

○地域医療を志す意識の醸成

医療機関及び教育機関と連携して、高校生等を対象とした医療現場体験セミナーや講演会等の開催を通じて、早い時期から地域医療を支える意識の醸成を図ります。

施策4 市民の理解促進

(1) 医療のかかり方の普及・啓発

○地域医療の現状への理解促進

市民が適切に医療機関を受診できるよう、下関市の医療状況について情報提供するとともに、疾病別のモデルケースにおいて医療機関の役割分担や疾病状況に応じた転院の必要性などを示すことにより市民の理解を促進します。

○地域の医療機関の情報提供の充実

市民が必要とする医療機関の情報を適切に入手できるよう、医療機関の医療機能情報をまとめた「やまぐち医療情報ネット」の周知に努めるとともに、夜間や休日昼間の初期救急医療機関に関する情報等の提供に努めます。

(2) かかりつけ医の普及・啓発

○かかりつけ医の必要性の普及啓発

市民にとって身近で日常的な医療サービスの中心的な役割を担う、かかりつけ医や、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等を持つことの意義や必要性について、市民への普及啓発に努めます。

○専門医療機関との連携体制の周知

市民が安心して身近で日常的な医療サービスを受けられるよう、専門医療機関への紹介など、かかりつけ医と専門医療機関との連携体制について、市民への周知を図ります。

(3) 救急医療の適正利用の普及・啓発

○判断支援ツールの普及啓発・利用促進

救急車を呼ぶべきかどうかの判断を支援し、患者本人や家族の不安を軽減するとともに、適切に救急医療を受診してもらうため、「小児救急医療電話相談（#8000）」や「救急安心センター（#7119）（※）」の普及啓発・利用促進に努めます。

※ 救急安心センター（#7119）は、平成31年7月から供用開始予定

○救急医療の適正利用のための普及啓発

不要不急の受診を控えるなど救急医療の適正利用を促進するため、初期救急から三次救急までの役割分担などの救急医療の提供体制について、市民への普及啓発に努めます。

○意思決定支援の普及啓発

もしもの場合の準備として、人生の最終段階における医療・ケアが本人による意思決定を基本として行われるよう、厚生労働省が策定する「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の普及等に取り組みます。